一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　福井県大飯郡おおい町名田庄堂本三四号仁吾谷一三の一から一三の一三まで
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　１　主伐に係る伐採種は、定めない。
　２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及びおおい町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百六十号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　令和七年十一月五日
　　農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　福井県大飯郡おおい町名田庄挙原一一号北谷一の一四、一二号曲谷一の四、一の五、一三号直谷一の二、一の三、一五号合子ケ谷一の一から一の四まで、一の八（国有林）、一六号蛇祓
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　１　主伐に係る伐採種は、定めない。
　２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及びおおい町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百六十一号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　令和七年十一月五日
　　農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　福井県大野市上大納三五字春木谷四の二（国有林）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　１　主伐に係る伐採種は、定めない。
　２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百六十二号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　令和七年十一月五日
　　農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　福井県大飯郡おおい町名田庄奥坂本五七号尾和志見一、二の一から二の六まで、三の一、三の二、四の一から四の三まで、五、五の一から五の九まで、五八号白滝一の一から一の三まで、二、二の一、三、三の一から三の三まで、四、四の一、五の一から五の三まで、六の一、六の二、七の一、七の二、八の一から八の四まで、九の一、九の三、九の四から九の八まで（以上五筆国有林）、一〇の一から一〇の七まで
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　１　主伐に係る伐採種は、定めない。
　２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及びおおい町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百六十三号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　令和七年十一月五日
　　農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　福井県あわら市熊坂一三四字北舛谷六九の三（国有林）、六九の一、六九の二、七〇、七一の一、七二、九九、一〇〇の一、一三五字南舛谷五九の二（国有林）、二四、二五、五八の一から五八の三まで、五九の一
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　１　主伐は、択伐による。
　２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及びあわら市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百六十四号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　令和七年十一月五日
　　農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　福井県あわら市熊坂一三四字北舛谷七三の一、七三の二、七四から七六まで、七七の一から七七の四まで、七八、七九の一、七九の二、八〇から八七まで、八八の一、八八の二、八九から九八まで、一〇五、一〇六、一〇七の一、一〇七の二、一〇八から一一四まで、一一五の一から一一五の三まで、一一六の一、一一六の二、一一七の一、一一七の二、一一八の一、一一八の二、一一九から一二一まで、一三五字南舛谷一から九まで、一〇の一、一〇の二、一一、一二の一から一二の三まで、三四の一、三四の二、三五、三六の一、三六の二、三七、三八、三九の一、三九の二、四〇の一、四〇の二、四一、四二の一、四二の二、四三から四五まで、四六の一、四六の二、四七から五一まで、五二の一から五二の三まで、五三、五四の一、五四の二、五五の一、五五の二、五六の一、五六の二、五七
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　１　主伐に係る伐採種は、定めない。
　２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及びあわら市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百六十五号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　令和七年十一月五日
　　農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　福井県あわら市権世市野々二三字大水無一、二の一、二の二、三、四の一、五から五二まで
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　１　主伐に係る伐採種は、定めない。
　２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及びあわら市役所に備え置いて縦覧に供する。）